

## 那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 平成30年2月9日(金) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 勝村 晃夫 副委員長 小宅 清史

委員 綿引 孝光 委員 笹島 猛

委員 助川 則夫

欠席委員 委員 中崎 政長

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一

事務局次長 清水 貴

書記 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

消防長 海野 幹雄

消防本部総務課長 飛田 裕二

消防本部警防課長 野口 英雄

会議事件と概要

(1) 救急活動中における事故の経過報告について

…報告あり

(2) 視察研修のまとめ

…継続調査

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

先週大変な雪で、きのうもまた、国道8号線のほうは大変な雪でトラックが1,500台も立ち往生している状況ということですが、こちらはそんな被害もなくておりますが、大変寒い日が続いております。

風邪を引かないように、体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、これより総務生活常任委員会を開催いたします。

開会前にご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。

会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は5名であります。

欠席委員は、中崎委員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開催いたします。

会議事件説明のため、消防本部より職員が出席しております。

副市長については、本日は公務のため欠席となります。

職務のため、事務局職員が出席しております。

議長が欠席ですので、あいさつは省略をさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は別紙会議次第のとおりであります。

始めに、救急活動中における事故の経過報告についてを議題といたします。

執行部より、説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 おはようございます。

消防本部総務課の飛田でございます。

ほか3名が出席しております。

ご説明の前に、今回の救急事案につきまして、ご列席の委員の皆様方に多大なるご迷惑をおかけすること、深く反省しております。

まことに申しわけございません。

今後、署員一同が肝に銘じまして、再発防止に努めてまいりたいと思います。

今回経過報告ということで、個人情報の関係から、固有名詞等の明記は避けさせていただいておりますこと、ご了承いただければ幸いです。

それでは、ご説明させていただきます。

資料1ページをごらんください。

救急活動中における事故の経過報告について。

1、事故発生日時、平成29年9月19日火曜日午前2時25分ごろ。

2、事故発生場所、那珂市菅谷地内敷地内駐車場。

3、損害賠償の相手方、那珂市菅谷地内57歳女性。

4、事故発生状況、平成29年9月19日火曜日午前2時25分ごろ、傷病者宅敷地内駐車場において、傷病者女性をストレッチャーにて搬送中、救急車収容前に旋回させたところ、バランスを崩し、傷病者を載せたまま右側に横倒し、載っていた57歳女性の右肘部及び右膝部を負傷させたものです。

5、現況、示談交渉中でございます。

6、現場見取図・横転時の状況（再現）でございますが、別紙のとおり添付しております。

2ページをお開き願います。

発生現場見取図として、事故発生時の救急隊、支援隊の配置を示させていただきました。

続きまして、3ページをお開き願います。

横転時の状況を再現しております。

上段2枚は救急車後部に向けて搬送時の状態をしております。傷病者をストレッチャーの上にベルト固定し、半座位の体位をとっております。

続きまして中段、搬送時の隊員の配列でございます。

3名の隊員で、足先から搬送し、ドア解放のため1名がストレッチャーから離れました。

続きまして3段目、頭側から車内に収容するため、左旋回したところ、ストレッチャーのバランスを崩し、横倒しにいたしました。

以上が一連の流れでございます。

次に、現在までの経過でございますが、9月19日火曜日午前2時25ごろ事故が発生し、当日、午前9時に東署長、救急隊長が受傷者宅を謝罪訪問いたしまして、本人から強いおしかりをちょうだいしております。

受傷者は、9月22日金曜日に、瓜連地内で再度救急要請をされていまして、那珂市内病院に搬送されております。

9月30日土曜日、19時30分受傷者宅へ状態確認と今後の話の進め方を含め、連絡を入れましたところ、搬送先の病院に年末あたりまで入院を要するとの返答をいただき、面会ができなくなりました。

そのため、ご主人との電話連絡でのやりとりとなり、受傷者は、12月28日に那珂市内の病院を退院するとお聞きしました。

ことしになりまして1月24日水曜日、16時45分ごろ、ご自宅において、ご本人様と面会できまして、確認いたしましたところ、右上腕は手首にかけてしびれがありますとのことです。

右上腕の治療については、他の治療を優先しており、治療を施していないこととお聞きしましたので、しびれが治癒できるよう、専門機関への通院を勧めた次第です。

以上が、今までの経過でございます。

こちらといたしましても、早期解決できるよう進めてまいりたいところではございますが、なかなか進んでいないのが現状でございます。示談までには、さらなる日数を要する見込みがありますので、経過報告とさせていただきます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご質疑等ございませんか。

副委員長 幾つかお聞きしたいのですけれども、まず搬送理由が、要は、何だったのか、最初のですね、事案が発生したときのお聞きしたいのですけれども。

消防本部総務課長 お答えいたします。

最初の救急要請は、急病ということで、救急出場いたしました。

副委員長 急病というのはどういった、要は、もがき苦しんでいたのか、それともぐったりし

ていたのか。

消防本部総務課長 お答えします。

最初の救急要請は、急病ということで、けいれん、加えて意識喪失という状態でした。

以上でございます。

副委員長 その病状がその倒れたことと因果関係っていうのはあるんですか。

消防本部総務課長 お答えします。

ないと思います。

副委員長 この倒れたっていうのは、あくまで本当に隊員の方のミスだということなのですか。

消防本部総務課長 お答えします。

まことに申しわけないのですが、そのとおりでございます。

副委員長 極端に太っていたとか、そういったことではないですね。

消防本部総務課長 お伺いして拝見したところ標準の方だと思います。

副委員長 こっちが悪いにしても、その後何か向こうが対応してくれないということであれば交通事故の示談じゃないですけどやっぱり第三者に入っていていただくということも考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんです、弁護士さんとか。

そういったことは、今後されていく予定はあるんでしょうか。

消防本部総務課長 はい、お答えします。

消防のほうでは一応保険に入っておりまして、その関係から弁護士さんを通して、対応していく所存ではございますが、保険会社のほうからは、こちら側から示談とか、そういうのは無理に進めてほしくないような指導をお伺いしていますので、もう少し様子を見まして、事が進めば、状況によってはこちらで那珂市でいらっしゃる顧問弁護士あたりに相談しまして、介入をしていくのも視野には入れております。

以上でございます。

副委員長 わかりました。

ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

笹島委員 急病というけいれんとか意識喪失ということで、具体的じゃなく、救急依頼をしてきたということで、そのときに3人で搬送して、救急車に乗り入れようとしたんですけど、これはいつもやっていることですか。

2人がストレッチャーで運んで、1人が離れて後ろのドアを開けなきゃいけないですね。

いつもやっていることですよ。

消防本部総務課長 お答えします。

そうですね。

今回この支援隊というものが追従しているんですが、ここに示された図もしくは、写真で再現いたしましたように、こういう状況で常に活動しております。

笹島委員 ですね。

そうすると、もっと悪く言えば、ふだんやっていることでストレッチャー自体が高いからバランスがよくないって言えばよくないんですけども、その面で魔が差したとか何かあっていうそういうあれですか。

消防本部総務課長 お答えします。

魔が差したわけではございませんが、弁護するわけではございませんが、夜中でして、ちょっと下の状況までは把握しきれていなかったっていう状況と察しております。

笹島委員 大きな原因というのは、下のバランスが悪かったということですか。

消防本部総務課長 お答えします。

そう説明いたしたいところではございますが、これはどういう状況であろうと活動中における傷病者の安全を守るということは、私たちの使命でございますので、あくまでも私たちの不注意、注意不足、の一言に尽きると思います。

以上でございます。

笹島委員 その一言で解決するのは、できると思うんですよ、簡単にね。

ただ今度いろんな場面場面において、下のやはりそういうバランスが悪いところを搬送しなきゃいけないっていうこと多々あると思うんですよね。

その場合にどのように気をつけていく、これから先のことですよね。

また起こり得ることもあり得ることで、今まで3人体制でやって1人の方ちょっとしたことで、そのときにやっぱりバランスを崩して、いつもだったら3人のところが4人いればいいかもしれないけどそんなに人手は使えないわけですから、同じような状態で今も3人体制で同じように、やはり、車の中に受け入れるときは1人がドアを開けてということはやっていると思うんですよね。

やはり一番はバランスが、やっぱり先ほど言ったストレッチャーは高いものですから、やっぱりバランスは非常にいいとは思いませんから、悪いと思うんでね。

そのような、どのように気をつけていくかっていうことも、これが一番大事なことだと思うんですよね。

また起こしちゃいけないことであって。

それは何か考えていますか。

消防本部総務課長 お答えします。

これを機会にですね、消防長以下、全職員が起こしてはならないこと、もしくは訓練を通して再度搬送時の状況を再確認、もしくは徹底した指導を行うよう指示してはおりますが、何分やはり活動中の事故を防止のために、各出動した隊員が、自覚をもって、とにかく行動してもらわないことには、また発生する可能性があるものですから、何て言いまし

よう。

とにかく、注意を100%ではなく200%、300%まで持つように、とにかく言葉での指導し  
かないと今は考えております。

以上でございます。

消防本部警防課長 お答えします。

今回の事故を受けて特異事項事例としまして、まずは検討会を実施させました。

それに関して、ストレッチャーの取り扱う際、これはまず基本操法救急の操法を原点に  
戻りまして、これを確実にやっただいて。今までは月約6回、6日ぐらい救急の訓練  
を実施していたんですけども、事故以来、約8日から9日、月に実施いたしまして、実際  
にストレッチャーを使いまして、人体でどれだけの負荷がかかるとか、そういったものを  
しっかり検証させました。

今後絶対に起こしてはならない事故だということを全員に注意喚起をいたしまして、職  
員のほうに後日、9月の20日の日に全員にメールで注意喚起を流した次第です。

あと両署、この職員には、出勤者隊には先ほど言ったとおり、現場の状況、これは傷病  
者の状態、天候、時間帯にも相当いろんなことが加味しているんですけども、これをしっ  
かり考えて即座に判断できるように、搬送に不安がないように、必要であれば増隊、それ  
とマンパワーのさらに安全かつ迅速、こういったものを活動に考慮することを指示して、  
現在も訓練を積んでおります。

以上でございます。

笹島委員 そのとおりなんです、やはりいろんな場面に出くわしてコンディションも悪い状  
態ってありますよね、夜中だって朝だって相手かまわずやっぱり呼んでくるわけで、その  
家の場所云々だって、いろんな段差があるわけですから、幾ら注意しても人間がやること  
ですからうっかりとかなんかで大変なことなるということ。

やっぱり一番やることは、訓練をいろんな場面を想定して訓練を自分の体で身につけな  
ければ、絶対にもう5回、10回、20回でもいいですから、それがその今言っていた救急隊  
の方なんです、もしも倒れかかったらどうするかというそれは、もう体張ってやらなきゃ  
いけないわけですよ。

そういう訓練もしていかなないと、やはり安心につながらないと思うんで、頑張っていた  
だきたいと思います。

以上です。

助川委員 これは搬送の状況、一応、写真のような形で掲載されておりますけれども、多分大  
体ほとんどこういう形で搬送をされながら、救急車に乗せる形になってんでしょうけど、  
これストレッチャーの構造上、高さですけれど、これは安定感、かなりこれだけの高さが  
あって、私いつも思うんだけど、不安定なストレッチャーに乗せられていく形だってい  
うふうに私自身も何回かこうそういう場所に立ち会ったときに感じていたんですけども、

これこの写真に載っているようにこのときも、体を一応、なんて言うんだらう、真横じゃなくて、寝かせたような形じゃなくて、頭を、上半身を幾らか起き上がらせたような、浮き上がらせたような形で搬送されたんですか、事故当時は。

消防本部警防課長 お答えします。

まさにそのとおりでございます。

ストレッチャーの上で仰臥位ですか、仰向けの状態であればバランス的にはよろしいんですけど、どうしても心疾患、もしくは意識障害が回復したときに、嘔吐を考えると半座位という形で、頭側を起こした写真にまさに掲載しているこの半座位の状態だと一番バランスが悪いというのは、議員のおっしゃるとおりでございます。

助川委員 あと検証の時点ですすね、これ消防署のところの駐車場のところでの写真なんでしょうけど、現場においてはやはり舗装されていた場所だったんですか、それとも舗装なんかはされてない敷地内だったんですか。

消防本部警防課長 お答えします。

舗装された駐車場でございます。

助川委員 そうすると、段差とかそんなのは、あったんですか。

消防本部警防課長 多少の段差がございますが、その辺は、考慮できる範囲だと私たちは考えております。

助川委員 そうすると回転させて方向を変えるために、回転させたときにバランスを崩したということなんですか。

消防本部警防課長 そのとおりでございます。

助川委員 そうすると実際、平均の女性だと50キロから60キロぐらいの方がこういう形で載った場合に、重心がかなりこう高く、ストレッチャーの高さが1メートルぐらいあるのかな、その上に重心がもっとう、上半身浮かした形だと高くなるでしょうから、そういうことを当然、何回も経験されていた隊員の方だったんでしょう、このときにあたられた方々は、初めてではないですね。

消防本部警防課長 初めてではございませんが、年齢的に若干若い職員でございます。

助川委員 回転をさせて、乗せようとしたときに倒れた。

あるいは、真っすぐまさか、回転も何もしないで、救急車に搬送するために、乗せるために倒れちゃったっていう、ことなんですけど、どうなんですか、回転したんですか、それともされないで。

消防本部警防課長 回転をして、その回転をした際のところで横転という形になります。

助川委員 そうしますと、示談っていうか、その話し合いが済んで既にもう5カ月近くになりますよね。

傷病の状況はどうなんですか、現時点で、どの程度の回復の度合なのか。

その辺のところは。

消防本部総務課長 お答えします。

ことしになりまして1月24日、先ほども申しあげましたように、1月24日にやっと面会できまして、症状を確認したところ、最初の搬送時では右肘、右膝と左関節部の打撲という診断が出たんですが、膝と関節に関しては、確認したところ痛みがないということで、右肘の上腕から手首にかけては、しびれが残っていると。

ただ、この方ほかにも整形的な病状をお持ちの方で、それがほかの病気、もしくはその右肘を打った原因でしびれがきている、どちらから来ているかは自分でもわからないと申しておりましたので、そうなると、医者でもなかなかこれは、判断しづらいという意見を聞いております。

以上でございます。

助川委員 要請をされた病気が完治したんですか。

消防本部総務課長 お答えします。

最初の救急要請時は、精神的疾患が起因するもので、私たちが加害した症状と全く別なものですから、何とも言えません。

助川委員 そうするとこれ話し合いも難しいでしょう。

救急要請をお願いした病気が、直らなければ、示談に応じられないとか。

こちらの横転のために、治った部分が、治っても、そちらの関係もあるんで、すべてが完治しなければ示談に応じられないとかっていう話にもなってくるでしょう、因果関係ははっきりしないと。

その辺のところは、どういうふうに考えられますか。

消防本部総務課長 お答えします。

那珂市内の病院でまだ通院はなされているみたいなんですが、あと何日か過ぎましたら、その那珂市内の病院のほうに伺いまして、こちらが与えた症状の治療をしているとか、それは確認しようかなと思っております。

その確認がとれて、まだしびれがあるということなんで、先ほども申しあげましたように、とにかくしびれを治癒できるように、通院していただいて、その結果、通院された先の医者からの診断書をおとりしまして、状況を把握するしかない、今のところは思っております。

以上でございます。

助川委員 交渉はですね。

ある程度の一定の期間と、治癒の状況によって進んでいくと思うんですけども、既に毎日、こういう救急業務に携わる形の隊員さんでしょうから、再度同じようなことが起きないようにということで、これストレッチャーを搬送するときに、下げて一回車の所まで、搬送するというような事は安全のためにとれないんですかこれ。

消防本部警防課長 お答えします。



まさにそのとおりで、今回の結果を踏まえまして、半座位のときには、中段まで下げた  
そういう対策も、状況によっては考慮しております。

以上です。

助川委員 とにかく二度とこういった事象が起こらないようにですね、安全に関しては、そう  
いうことを、重心を高くすれば、当然不安定になるわけですから、落ちても、仮に低くし  
ておけば、横倒しには少なくともならないような確率が低くなると思うんで、その辺のと  
ころを考慮していただいて、業務に当たっていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長 参考までにお聞きしたいんですけど、深夜とかの搬送の事故じゃないですか、今回  
の。こういう場合の危機管理というか、もしそういうことが発生した場合の連絡っていう  
のは、次の日の朝になるもんなんですか、それとも、その日のうちに、その管理官の方ま  
で連絡が……当直の方までしかいないんでしょうけど、行って、すぐにどうのこうのって  
いう、どうしろっていうような現場に指示が行くような体制なんですかね。

消防本部警防課長 お答えします。

相手方に怪我をさせた、こういう重大な事故については、もう救急隊が帰署したと同時  
に、連絡が入るような形になっております。

以上です。

助川委員 ことしは、降雪も今後予想されますんで、凍結とか、そういうことも敷地内での搬  
送中にはですね、そういう危険もはらんでいると思いますんで、そういうときには、その  
辺のところの動きの仕方ですね、その辺のところも徹底して安全を最優先に、考えていた  
だきたいと思いますが、その辺のところはどういうふうにお考えになりますか。

消防本部警防課長 ことしの降雪に関しましては、ちょっと異常気象ということで、職員には、  
もう重々注意喚起をしている状態でございますが、まだまだこの寒さ続きますので、さら  
なる注意喚起をいたしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

よろしいですか。

それでは以上で、この件を終結いたします。

消防の皆さん方にはますますご注意をいただきまして、職務に、お励みいただきたいと  
思います。

どうもお疲れさまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

執行部の方は退席をお願いいたします。

お疲れさまでした。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時31分）

委員長 再開をいたします。

次に、視察研修のまとめを行いたいと思います。

本委員会では太陽光発電施設設置の指導等についてを調査のテーマとして、先日北杜市、甲州市の太陽光発電設備設置に関する指導要綱について、主に指導要綱を作成するまでの経緯や、作成後の状況、事業者等の責務や要綱に基づき指導を行ったが、改善が見られない場合の対応などについて研修を行ってまいりました。

本日はその内容について振り返り、意見交換を行います。

この調査についてのまとめを行いたいと思いますので、視察の感想や、参考になった点などのご意見をお願いいたします。

先日の視察研修につきまして、ご意見、またお感じになったこと、感想などをどうぞ、順次ご発言のほうをお願いいたします。

1月25日が北杜市、そして26日が甲州市の太陽光発電設備設置指導要綱ですが皆さん持っていますね。

それによりまして、お願いをいたします。

笹島委員 茨城県と、この山梨県の北杜市、甲州市ですか。

特に北杜市においては、東京から別荘を求めて、たくさんの方が来ているということで、新しい住民の方たちがその今言っていた、自分がせっかくその別荘に住み始めているのに、周りに太陽光云々が、よきによき出てきてしまって、非常に景観とか、それ環境において悪いということが一つの発端となっていると思うんですよね。

もう一つこの茨城県との違いは、やはり盆地になってるもんですから、甲府市もそうだったかな。

少ない、どうでした。大規模なメガソーラーっていうよりも、300平米、500平米のこぢんまりしたものが多いのかなと、見た限りですね。

県内は、結構平で非常に耕作放棄地とかなんか多いもんですから、やはり、もう1,000平米以上もの、それからメガソーラーですか、何ヘクタールというようなものがどんどんできてきつつあると、ちょっと違いがあるんですけどもね。

そういうものが、違いがわかったかなということと、あと、もう一つ茨城県は県で何ですか太陽光発電に関するガイドラインの策定はしてあるのかな。

それで、十分な面もあるんですかそれは。

ちょっとそれもよくわからないんですけども。

委員長 那珂市においては、茨城県のガイドラインに沿ってやっているということですね。

やっぱり指導要綱までつくっている市も、茨城県内の場合は余りないですよ。

笹島委員 今のところつくば市と笠間市くらいですか。

委員長 あと、龍ヶ崎市ですか。

条例を景観条例と一緒につくっていますよね。

龍ヶ崎市、そして北茨城市は多分去年の12月だったですか条例できたのが、北茨城市の場合に、ちょっときょう持ってこなかったのですが、特徴的なのが発電施設をやめるときにどうするんだっていうことですよね、最初の投資額に対して、確か5%だったと思うんですが、それくらいの積み立てをしておいていただきたいというような条例になっているかと思います。

笹島委員 今言っていた県のガイドラインのほうでは、やめるときのその廃棄するものは、そのまま残されちゃうというケースも多いと思うんで、そのものにとっては、ガイドラインにうたってないんですか。

委員長 うたってない。

笹島委員 そうすると今度、その退去時に適切な廃棄がね、本当にされているかどうかっていうのは、これから大事だと思うんですよね。

だから、そのことについての取り決め云々をしていかなきゃいけないですよ、だから、そういう要綱でも条例でもその2点が大事だと思うんで、その2点がやっていかないと、ちょっと片手落ちになるという感じがしますのですけれど。

委員長 そこが、助川委員が最初から言っているところは、そこじゃないかなと思うんですよ。やめるときにどうするんだと。

産業廃棄物がどんどんふえていっちゃうんじゃないかということ。

それについては、北杜市のほうで、それをちょっと聞いたときにあれでしたね。

現在は、廃棄物としての処理については、大変な面もあるんだけど20年先には、それが、もう少し具体的に技術ができるんじゃないかというような話であったと思うんですけれど。

副委員長 北杜市で担当の方おっしゃったのは、20年たったからって発電しなくなるわけじゃないので、一気に廃棄がふえるということは、ないんじゃないかと考えているとおっしゃっていたんですね。

確かにそうだなと思うんですね。

そうするとやっぱり心配なのは、今の空き家と同じようにですね、所有者がわからなくなって放置されてしまうとか、結局手入れがされないまま草ぼうぼうで、そのまま会社さんがつぶれちゃってですね、所有者がわからなくなってしまったとか、そういった場合の対策かなと思うんですよね。

会社が存続してれば、当然ね使えなくなれば廃棄なり、手入れなりをしようと思うんですが、そうじゃない場合がもし発生してきた場合、これからの課題になるのかなというふうに思います。

あと、やはりその行ってみて思ったのは、要綱があることによって、市のほうで、ある程度太陽光の設置場所、設置されるという情報が管理できているというところをですね。

今現在那珂市でいえば、何か気づいたらできていたと、役所でも知らなかったっていうような案件が結構ありますんで、要綱があることによって、1回は役所のほうに来てもらおうと、それで、条例までいってなくても企業のほうもやっぱコンプライアンスという理念、概念があるので、ちゃんと守ってくれるというようなことでありましたので。

やはりですね、那珂市でも要綱までの設置というのは検討していく必要があるのではないかなと、私は考えております。

以上でございます。

助川委員 今からだ、五、六年前か六、七年ぐらい前に、那珂市内の土地利用のゾーンを一応、こういう形で那珂市内は決めて土地利用をしていきたいと思いますっていうような方向性を出したよね。

うちのほうはグリーンベルトゾーンということで、緑を大切にしようというような地域になっていたと思うんだけど、そういう場所と、あるいは住環境の拡大をしようとするエリアと、それから工業団地の関係とか、商業地域の施設とかそういった土地利用の仕方のエリア、エリアごとに問題が発生しないような太陽光の設置にあたっては、その部分も織り込んで区別をして、要綱にしる条例にしるつくり上げるときには、その辺のところも考えて、条文の中、要綱の中には盛り込まないとその根幹の部分が、ゾーンの中身がちよっと欠けてきちゃうのかなっていうのは、崩壊しちゃうのかなという感じもしますんで、その辺のところもこう考えて、要綱の作成、あるいは条例まで行く場合には、条例の作成まで、これですから部署を何て言うんだらう、行政側は、すべての課、あるいは部、所管が携わった形でつくり上げなければならない案件だと思うんですけども、その辺のところも今後、これ整理していく上で、内容もそれに合ったような形にしていかなければならないというふうに感じますんで、その辺の調整も私はしっかりやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですけども、ほかの自治体さんは、やはりいくつかの部署が連携をして、条文をこう取りまとめているようでもありますから、そこんところは、しっかりと参考にしなくちゃならないというふうに考えております。

以上です。

笹島委員 国もね、太陽光発電の建設設置については、順次推進しているっていう面があるんでね。

那珂市も、ご多忙に漏れず、やはりちょっときのうかな電話で聞いたんです、償却資産の件で聞いたんですよ。

何かちょっと償却資産が上がったということで、これ何なんだって聞いたら、その太陽光だって言うんです。どの位だって聞いたら、1億円位償却資産として、今度の予算の歳入のほうで入れたらしいんですよ。

要するに、予算があるでしょう二百何億という中の1億ですから、約0.5%か、その位かな。

そういうのを当てにしているっていう、那珂市でもね。

ああそうなのっていう部分があるんですけど、現実的には、今言っていた、再生可能なエネルギーを法律で推進するあれはあるんだけども、適正なその建築、建設とかなにか監視するそういう規制がないんですよ。

だから、やはり今言っていた要綱云々をつくっておいて、できればその60日あたりまでに氏名、名前とかこれですよ。

北杜市であった事業計画とかなんかって、市としても協議できるようなくらの要綱位でいいと思うんですけど、それであと、先ほど言っていました20年位経ってから、残されては困っちゃいますからね。

そのものの責任ということの2点かな、これが大事なような気がするんだよね。

そういうことでまあ、要綱位でいいと思うんで、那珂市も先駆けて。

どうも那珂市の執行部のほうは、推進しているんですけどね。

議会としてはもちろん推進はしますけど、やはり今言っていた責任は、ちゃんときちんととっていただくという形を我々で提言、提案したらいいんじゃないかっていうことは思います。

副委員長 笹島委員おっしゃるようになりますね、場所によっては迷惑施設になりつつあるという現状がやっぱりありますので、目の前にできちゃって、まぶしくて昼間いられないですとか、斜面につくられて雨水が全部こっちきってしまうとか、そういった状況がやっばこれからも考えられますので、やはり要綱としては、定めておいたほうがいいと思うんですが、それを議員提案で、やっていったらいいかと思います。

以上です。

助川委員 メガソーラーに関してはこれ、県のほうの管轄なんでしょうけども、こういった申請を受け付ける以前に、市のほうへのこういうものの申請があったんだけども、市としてそういうエリアの土地利用の仕方の地域にそういうものをつくられて、支障ないんでしょうかとかなんとかっていうことは、市のほうにはあるのかな。

具体的には、今下江戸のところへ90ヘクタールぐらい一応同意もらいながら今進めてるのを内々に聞いているけども、どうなのこれ。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時48分）

委員長 再開します。

助川委員 この問題は戸多でも、私心配しているんです、最近の異常気象を考えると、スポット的な大雨なんかによって、とんでもないところが洪水になったり何かしないかというようなことで、雨水排水の件で、今、想定されて調整池等々は計画書に盛り込まれて一定の面積を確保するような想定のもとに動いているようだけでも、そういった問題に関して、

市のほうとは一切そのメガソーラー的なものになると、市のほうへの打診っていうのは一切ないのかな、これ進んでいっちゃうのかな。

市のほうでとにかく今どの程度把握しているの、下江戸の部分に関しては、聞いている範囲で。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時54分）

委員長 再開します。

助川委員のほうからは、要綱をつくっていきたいと。

綿引委員のほうはありますか。

綿引委員 やはり、野方図につくられちゃうっていう状況を市として許しておくというのは、よろしくないのかなと、市民がやっぱり心配しますから。

二つの市の対策をちょっと見せてきていただいたわけですが、要綱をつくったとしても、要するに届け出制が基本で強制力がない。

だけでもやっぱり、知らんふりもできないので、やっぱり要綱ぐらいは議会としてはつくる方向で進めていかないとまずいのかなと。

担当の方に帰りに聞いたときに、つくってみてよかったか、それともつくらなかったほうがよかったかどっちですかってざっくばらんに聞いたら、もっと早くつくるべきだったって言っていたのが印象的なんで。

あと、さっき小宅委員からもありましたけれど、要するにメガソーラーをつくるような、でかい企業はコンプライアンスがしっかりしているんで、そういうところはむしろ心配ないと、むしろこう中途半端な小っちゃいそういうところのほうが無責任にいい加減になっちゃう可能性があるんで、そっちのほうが逆に心配だっていう話をしてましたんで、やっぱり特にその部分に関して、しっかり監視の目が行くような要綱づくりを考えたほうがいいじゃないかなというふうに思います。

助川委員 私2年前の選挙のときに歩いていて、住宅と住宅の間にこう畑があってそこが耕作放棄地になって、草が生えちゃって困っちゃっていたところに草刈りをやってくれてきれいになってよかったなど。

よかったなはいいけど、今度同意をお願いしたいということで、太陽光発電をやりたいんですけどっていうことで、それならば、今後草も手入れも完璧にやっていただけるでしょうから、いいですよということで同意したみたいなんだけど。

ところが夏場、その反射熱と、それから窓開けると、熱風それが来て、これ困るんだけど、何とかなんないんでしょうかねというようなお話を2月のころが選挙だから、1月のころ歩ったときにそういうお話だったんですよ。

1年間過ぎたら真夏だけがこんな公害があると思わなかったということで、こういうの

を規制するっていうか遮断するようなことを求められないんでしょうかというようなこと言われたんですよ。

ただ、つくる段階で同意されちゃって、持ってこられた書面にされちゃっているんでしょから難しいんでしょうねっていうお話をしたんだけど、そういう問題を言われたんで、住宅の中につくられるときには、そういう問題は必ず起きると想定した上で、要綱なんかもきちんと考えなくちゃならないと思うんだけども。

とりあえず具体的な例として、苦情を言われたのは、それが2件ぐらいあったんだけど、そういう案件で、住宅の中につくる場合でも、そのような問題が隣接のトラブルにならないようにということで盛り込んだほうがいいというふうに考えますね。

笹島委員 東木倉かな、西か東のほうに皆ご存じでしょ、水戸との境のあたりかな、今まで山だったんですよ。

そしたら、いつの間にか山が全部取り払われてメガソーラーがあれして、水戸の夜景がよく見えるようになってしまって、やっぱりあの人たちが心配なのは、急斜面のところは土砂崩れが大丈夫かっていうことが心配していましたね。

那珂市は平たんなどこなんで、そんなには土砂崩れないと思うんですけど。

やはり今言っていた助川委員のあたりとか、今台地から田んぼにかわるところですか、そういうところがありますんでそこら辺が結構つくられちゃうって部分で、景観もそうですけど、土砂崩れとかそういうものもやっぱりある程度、規制までいかないけど届け出制にすれば、ちょっと違うんじゃないかと。

前はそれなんにもなくて、勝手に木を切って、あつという間につくられちゃったっていうそういうことですね。

委員長 確かに北杜市にしても、甲州市にしても、周囲の地権者の同意っていうのは必要だというのは最低条件ですよ。

両方のこの要綱を見ても、いろんな特に、甲州市のほうだったかな、ひっかかる担当課をあっちこっち網羅して、そこにやってもらうというような話もありましたから、やっぱり要綱は必要じゃないかなっていう気はいたしますね、私どもとしても。

笹島委員 那珂市においては、大規模メガソーラーはある程度把握していると思うんですけど、小規模なのはたくさんありますよね、あれは那珂市の行政のほうでも把握しているのかな。

委員長 全部は把握できないようですね。というのは、農地であれば、地目変更しなくちゃいけないんで、そういったところは、わかるわけだけど、それ以外になってしまうとまた、ここの担当課がはっきりしていないですから、ですからこういった担当課をはっきりさせるためにも、要綱は必要じゃないかなっていうふうに思いますよね。

(複数の発言あり)

委員長 そのほかにありませんか。

大体いいようですね。

皆さん言っているのは、やはり要綱は必要だと。

条例まで必要でないのかと。

できれば条例のほうが……

助川委員 茨城県では幾つ条例化してあるのこれ、太陽光発電に関しての。

委員長 私が把握しているのでは、条例は笠間、つくば市、龍ヶ崎市、北茨城市の四つだったと思います。

助川委員 きちんと認識をしていただく、あるいは歯止めがかかる形をしっかりとつくり上げるのだったら条例化に向けて、やったほうがいいんじゃないですか。

委員長 条例化に向けてね。

助川委員 4市の条例等も参考にしながら、県内の。

笹島委員 確かに県のガイドラインっていうのメガソーラー部分であって、今言っていた小規模の太陽光発電設備がどんどんできて条件が那珂市いいですから、これからどんどんふえてくると思うんでね。

那珂市独自のも少しいと思うんですけどね。先ほど言っていた20年後の廃棄になった場合の処分をどうすんだ云々を入れなきゃいけないでしょう。

だから、やるんだったら条例をもう少し、これ時間をかけてね。

(「継続になっちゃうよ」と呼ぶ声あり)

笹島委員 あそう、終わっちゃうのこれ。

委員長 委員会から提言であれば、いいのかな。

(「継続調査でも……」と呼ぶ声あり)

委員長 そうだね、きょう結論というのもね。

わかりました。

それでは、この太陽光発電設置要綱、また条例については、きょうで結論というのは難しい、無理ですので、次の委員会のほうへ我々、ここで終わりになってしまいますので、次の委員会のほうに申し送りをして、そして詰めをしていただくと。

ただ、要綱なり条例なりをつくっていただきたいというのが現在の我々の意志であるということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、きょうの議事はすべて終了いたしました。

それでは、総務生活常任委員会を閉会といたします。

閉会(午前11時07分)

平成30年3月13日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 勝村 晃夫